## 〇国土交通省告示第二百六十八号

外 玉 人 建 設 就 労 者 受 入 事 業 に 関 す る 告 示  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 告 示 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 定 8 る。

令和元年七月五日

国土交通大臣 石井 啓

外 玉 人 建 設 就 労 者 受 入 事 業 に 関 す る 告 示  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 告 示

外 玉 人 建 設 就 労 者受 入 事 業 に 関 す る 告 示 伞 成 + 六 年 玉 土 交 通 省 告 示 第 八 百 二十二号)  $\mathcal{O}$ 部 を

次のように改正する。

規  $\mathcal{O}$ を 定 付 傍 次 لح 線  $\mathcal{O}$ L L た を 表 7 規 付 に 移 定 ょ L り、 動 た 以 し、 部 下 改 分 改 正  $\mathcal{O}$ よう 対 正 前 欄 後 象 欄 規 に に に 定 改 撂 掲  $\Diamond$ げ と げ る 1 規 る 改 対 う。 定 正 象  $\mathcal{O}$ 前 規 傍 欄 定 は、 及 線 で てバ を 改 改 改 付 正 L 正 正 前 た 前 後 欄 部 欄 欄 分 に に に をこ、  $\sum_{}$ 掲 対 げ れ 応 れ に る L 7 対 対 に 応 対 象 掲 す 応 規 げ す る 定 る る改 そ ŧ を  $\mathcal{O}$ 改  $\mathcal{O}$ を 標 正 正 撂 後 後 記 げ 欄 部 欄 て 分 12 に 撂 に 掲 1 げ げ な 1 る る 重 ŧ 対 傍 規 線 定 象  $\mathcal{O}$ 

は

これ

を

加

え

る。

第5 受入建設企業及び適正監理計画 1 (略) 2 (略) (1) (略) (1) (略) ② 建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって,当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。)に登録していること。	ない。 1 建設分野技能実習に <u>1年11か月以上</u> 従事したことがあること。 2 技能実習期間中に素行が善良であったこと。 第4 特定監理団体の認定 1 (略) 2 (略) (1)~(5) (略) (6) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年</u> <u> </u>	第3 外国人建設就労者の要件 外国人建設就労者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければなら	改 正 後
第5 受入建設企業及び適正監理計画 1 (略) 2 (略) (1) (略) (1) (略) (新設)	ない。 1 建設分野技能実習に <u>概ね2年間</u> 従事したことがあること。 2 技能実習期間中に素行が善良であったこと。 第 4 特定監理団体の認定 1 (略) 2 (略) (1) ~ (5) (略) (6) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u> 第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。 (7) ~ (13) (略)	第3 外国人建設就労者の要件 外国人建設就労者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければなら	改 正 前

3 ~ 5 (略)	3~5 (略)
(7) • (8) (略)	(7) • (8) (略)
	習熟に応じた昇給が雇用契約に明記されていること。
する場合の報酬と同等額以上 <u>である</u> こと。	する場合の報酬と同等額以上であり、安定的な支払い及び技能
(6) 1 (2)⑦の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事	(6) 1(2)⑦の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事
(3) ~ (5) (器)	$(3) \sim (5)$ (略)
	数を超えないこと。
	人数の合計が受入建設企業となろうとする者の常勤の職員の総
	号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。)の
職員の総数を超えないこと。	2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1
$(2)$ $1$ $(2)$ ②の $\underline{\lambda}$ が受入建設企業となろうとする者の常勤の	(2) $1$ (2) $2$ $0$ $0$ $0$ $0$ $0$ $0$ $0$ $0$ $0$ $0$
	説明していること。
	当該外国人建設就労者が十分に理解することができる言語で
	までの間に、雇用契約に係る重要事項について、書面により
(新設)	🕮 外国人建設就労者に対し、適正監理計画の認定を申請する
	817.
(新設)	◎ 外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録す
◎~◎ (略)	<u>③</u> ~ <u>③</u> (略)

## 附 則

施 行 期  $\bigcup$ 

1 及 び (6) $\mathcal{O}$ 告  $\mathcal{O}$ 示 の 改 正 うち、 規 定 は 第 令 和 3  $\mathcal{O}$ 年 1 月 第 \_\_\_ 4 日  $\mathcal{O}$ か 2 5 (6)施 及 行 び す 第 る 5  $\mathcal{O}$ 2 (2) $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 は 公 布  $\mathcal{O}$ 日 か ら、 第 5  $\mathcal{O}$ 2 (1)

へ 経 過 措 置)

旧

告

示

と

1

う。

第

5

 $\mathcal{O}$ 

1

又

は

3

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

認

定

 $\mathcal{O}$ 

申

請

が

な

さ

れ、

又

は

旧

告

示

第

5

 $\bigcirc$ 

2

 $\mathcal{O}$ 

規

2 ک  $\mathcal{O}$ 告 示  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に \_  $\mathcal{O}$ 告 示 に ょ る 改 正 前  $\mathcal{O}$ 外 玉 人 建 設 就 労 者 受 入 事 業 に 関 す る 告 示 以 下

定 第 5  $\mathcal{O}$ 5 12 お 1 て 準 用 す る 場 合 を 含 む。 に ょ り 認 定 を受い け て 1 る 適 正 監 理 (6)計 画 に 0 1 7 は

 $\mathcal{O}$ 告 示 に ょ る 改 正 後  $\mathcal{O}$ 外 玉 人 建 設 就 労者 受入 事 業 に 関 す る 告 示 第 5  $\mathcal{O}$ 2 (1) 及 び  $\mathcal{O}$ 規 定 12 か か わ

5 ず、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。